

◆災害がれきの処理について◆



道路上のコンクリートくずなどの災害がれきは、**災害発生後3週間後**をめぐに撤去を開始します。



倒壊した家屋などについては、**別途手続きが必要**となるため、改めてご案内します。



災害ごみ、災害がれきの収集・処理の方法や開始日については、災害発生後、**環境局ホームページ**等において随時お知らせいたします。

また、災害ごみの処理については、ホームページ内の『大阪市災害廃棄物処理基本計画<第1版>概要』『大阪市災害廃棄物処理基本計画<第1版>』をご覧ください。

《大阪市環境局のホームページURL》

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000441903.html>

お問い合わせ 8:30~17:00 (月曜~土曜 祝日を含む)

お住まいの行政区	担当環境事業センター	電話番号	FAX番号	所在地
北・都島	北部環境事業センター	6351-4000	6351-4049	北区同心2-8-14
淀川・東淀川	東北環境事業センター	6323-3511	6370-3951	東淀川区上新庄1-2-20
旭・鶴見・城東	城北環境事業センター	6913-3960	6913-3674	鶴見区焼野2-11-1
福島・此花・西淀川	西北環境事業センター	6477-1621	6477-4602	西淀川区大和田2-5-66
天王寺・東住吉	中部環境事業センター	6714-6411	6714-7787	東住吉区杭全1-6-28
中央・浪速	中部環境事業センター 出張所	6567-0750	6567-0721	浪速区塩草2-1-1
西・港・大正	西部環境事業センター	6552-0901	6552-1130	大正区小林西1-20-29
東成・生野	東部環境事業センター	6751-5311	6753-3041	生野区巽中1-1-4
住之江・住吉	西南環境事業センター	6685-1271	6685-1282	住之江区泉1-1-111
阿倍野・西成	南部環境事業センター	6661-5450	6653-7849	西成区南津守5-5-26
平野	東南環境事業センター	6700-1750	6706-2007	平野区瓜破南1-3-40

災害発生時 ごみ処理リーフレット

被災後、早期の復旧・復興をめざすには市民の皆さまのご協力が不可欠となり、過去に発生した大規模災害後の『ごみ』は地域にとって大きな問題となります。

このリーフレットは、環境局が「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」「熊本地震」など、大規模災害時の復興支援活動で培った経験や知識を活かし、「ごみ」を迅速かつ適正に処理するため「市民の皆さまにご協力いただきたいこと」や「ごみの収集方法等について」をお知らせしています。

市民の皆さまにご協力いただくことで環境事業センターは災害時における地域の「ごみ収集のコントロールタワー」としての機能を果たすことができます。

災害が発生した時に冷静に行動できるよう、また、適正なごみの処理にご協力いただけるよう、本リーフレットをご活用ください。



大阪市環境局

◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害時のごみ処理について◆



今後、予想される南海トラフ巨大地震などの大規模な災害が発生した後は、倒壊した家屋やコンクリートくずなど、大量の災害がれきの発生が予測されます。

しかし、災害発生直後は、まず人命救助やライフラインの復旧に全力を注ぐため、コンクリートくずなどの災害がれきについては、**3週間後をめどに収集を開始**します。



災害ごみやがれきなどをご自宅前の道路上などに出されると、人命救助やライフライン復旧の遅れの原因となったり、ごみ収集車両の通行に支障をきたし、生活ごみが収集できないことが予想されますので、**大阪市が収集開始日等を案内するまで、屋内や敷地内に保管しておいてください。**



【道路上などに出さないで！】

各ご家庭や避難所から出される生活ごみ（普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類）については、被災後3日以内の**収集再開**をめざします。

市民の皆さまにご協力いただくことで、環境事業センターは地域の「**ごみ収集のコントロールタワー**」としての役割を担い、区役所等と連携を図りながら、ごみの適切な処理を行います。



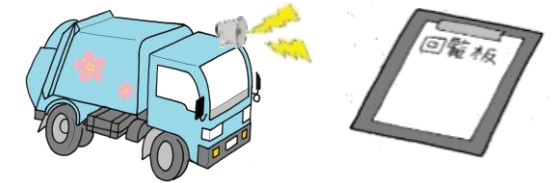
地域のごみ収集の「コントロールタワー」

◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害による生活ごみ収集について◆

【被災後3日以内】

環境事業センターが、避難所やご家庭から出される生活ごみ（普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類）の迅速な収集の為、**被災状況や収集車両が通行可能かなど、現地確認、現地調査**を行います。

被災状況の確認や現地調査後、生活ごみの収集を開始する日を、**ポスター掲示、チラシ配布、大阪市車両による放送等**により案内します。



被災後、避難所やご家庭から出される生活ごみについては**スムーズに処理を行うため、分別排出**にご協力ください。また、避難所ごとに決められたごみの置き場所、排出ルールを守ってください。

仮設トイレの必要な避難所については環境局が設置します。



環境事業センターが区役所と連携し、**ふれあい収集登録者の安否確認**を実施します。

◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害による粗大ごみ収集について◆

【被災後3日後～3週間程度】

被災後3週間程度で、災害により破損した家具や家電製品など、**粗大ごみの収集を開始**します。粗大ごみの収集を開始する日や排出場所は、事前に**ポスター掲示、チラシ配布、大阪市車両による放送等**により案内します。



【粗大ごみ】



【家電リサイクル法対象品目】

家電リサイクル法対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）については、**別途収集**するため、後日改めて収集方法等を案内します。

粗大ごみの排出場所として想定している公園等は、できる限り早く憩いの場として利用できるよう、排出場所の**管理・運営を皆さまにお願い**することもありますのでご理解、ご協力をお願いいたします。